

平成 30 年 11 月 21 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機管理課長
(公 印 省 略)

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

日頃より、本県の感染症対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

標記について、別添のとおり平成30年10月30日付け健健発1030第1号により厚生労働省健康局健康課長から協力依頼がありました。

厚生労働省通知の1(1)に記載のとおり、県内医療機関が任意接種を行うためにMRワクチンを発注したものの、発注した卸売販売業者に在庫がなかった場合には、県健康危機管理課に相談していただくよう貴会員への周知をお願いします。

なお、県に相談をいただいた場合は、各卸売販売業者の在庫量を踏まえ、当該医療機関に対し、対応可能な卸売販売業者を紹介することとし、併せて、当該卸売販売業者から直接購入する他に、希望する卸売販売業者を経由して購入することも可能であることをお伝えすることとします。

現在、本県においても風しんの届出数が増加していることから、より一層の風しん対策を推進するため、貴会員への周知とともに、風しん対策の一層の実施に御協力をお願いします。

問合せ先
感染症対策グループ 相原、中矢
電 話 045(210)1111 内線4793
ファクシミリ 045-633-3770

埼 玉 県
千 葉 県
東 京 都
神 奈 川 県
愛 知 県
埼玉県内保健所設置市
千葉県内保健所設置市
東京都内保健所設置市
神奈川県内保健所設置市
愛知県内保健所設置市
特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、別紙の「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」のとおり、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

また、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）については、5 都県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県）における過去の出荷実績の 80%を目安に任意接種分として、当該市場に追加で出荷することや、抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者に対して優先的に任意接種を行うこと等を求めています。

MR ワクチンの円滑な流通や適切な使用を促進する観点から、下記の対策について、関係者に周知の上連携して実施いただくようお願いします。

記

1. MR ワクチンの流通について

- (1) 5 都県（5 都県が保健所設置市等を指定する場合は指定先。以下「5 都県等」という。）は、5 都県内の医療機関に対して、医療機関が任意接種を行うために MR ワクチンを発注したものの、発注した卸売販売業者に在庫がなかった場合には、医療機関が所在する 5 都県等に相談するよう求めること。

(2) 5都県等が5都県内のMRワクチンの需要に対応可能な卸売販売者を紹介できるように、5都県等は卸売販売業者に対して、別添1の様式に沿って、当該卸売販売業者が有するMRワクチンの在庫量（当該卸売販売業者が製造販売業者等から直ちに入荷可能な量を含む。）を5都県別にそれぞれ報告するよう求めること。

情報の集約及び報告の頻度についてはそれぞれ週1回とし、2018年11月7日（水）以降、毎週水曜までの情報を集約し、毎週金曜までに5都県に報告することとする。

（祝日等を考慮し、2018年11月23日（金）の期日は11月26日（月）とし、2019年1月2日（水）及び1月4日（金）の期日を除くこととする。）

(3) 5都県等はMRワクチンの供給について医療機関から相談があった場合には、(2)で報告された在庫量を踏まえ、卸売販売業者に対応の可否を確認の上、当該医療機関に対し、対応可能な卸売販売者を紹介すること。併せて、当該卸売販売業者から直接購入する他に、希望する卸売販売業者を經由して購入することも可能であることを伝えること。

(4) 5都県等は卸売販売業者に対して、(3)の紹介で医療機関から発注があった場合には、医療機関に直接販売する、又は医療機関が希望する卸売販売業者に販売するよう求めること。

2. MRワクチンの発注状況等について

5都県等は卸売販売業者に対して、医療機関から発注の際に提出された情報を別添2の様式に沿って、5都県等に対してそれぞれ報告するよう求めること。また、5都県は卸売販売業者からの情報をとりまとめて（保健所設置市等の指定先がある場合には指定先の情報もとりまとめること）、別添3の様式に沿って、厚生労働省（hu-shin@mhlw.go.jp）に以下の期日で報告すること。

〔第1報〕

卸売販売業者	2018年11月30日（金）までの情報を2018年12月7日（金）までに報告
5都県	2018年12月21日（金）までに報告

〔第2報〕

卸売販売業者	2019年1月31日（木）までの情報を2019年2月7日（木）までに報告
5都県	2019年2月21日（木）までに報告

〔第3報〕

卸売販売業者	2019年3月29日（金）までの情報を2019年4月5日（金）までに報告
5都県	2019年4月19日（金）までに報告